

役員報酬等支給基準

(目的)

第1条 この支給基準は、公益財団法人日本中小企業福祉事業財団（以下「財団」という。）定款第34条に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この支給基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款の定めにより評議員会で選任された理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。

(報酬の支給)

第3条 会長・常勤理事及び監事の報酬は、別表1の報酬月額表の号俸に基づき年俸で支給する。
2 非常勤理事の報酬は、理事会等出席1日につき5万円（税別）を支給する。

(報酬額の決定)

第4条 会長・常勤理事の報酬は、別表1の報酬月額表のうちから会長が理事会の承認を得て決定する。
2 監事の報酬は、別表1の報酬月額表のうちから評議員会の承認を得て決定する。

(通勤手当)

第5条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、国家公務員（一般職職員）の通勤手当の支給基準に準じて通勤手当を支給する。

(準用)

第6条 役員報酬の支給に関し、この規程に定めのない事項（支給日、支給方法、源泉徴収及び社会保険料等）については、別に定める職員を対象とする給与規程を準用する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は常勤理事が退任したとき、または、常勤理事が非常勤理事に就任したときに支給する。

- 2 常勤理事が死亡したときの退職慰労金は遺族に支給する。
- 3 退職慰労金の額は、常勤理事であった期間について、異なる年俸額の期間ごとに、次の計算式により得た額の合計額とする。
年俸／12×（次項に定める在任期間ごとの割合）×在任月数
- 4 在任期間ごとに定める割合は別表2のとおりとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までの在任期間にかかわる割合は、従前の例による。
- 6 在任期間は、就任の日から起算して退任（常勤理事が非常勤理事となった場合は、常勤理事を退任した日）、または死亡の日までの月数とする。
- 7 前項の月数は暦月により計算し、1カ月未満の端数があるときは1カ月に切り上げるものとする。
- 8 次の各号の一つに該当する場合は、理事会及び評議員会の決議を経て、退職慰労金を減額し、または支給しないことがある。
 - (1) 定款第33条第1項の規定に基づき理事を解任されたとき。
 - (2) 財団の信用を傷つけ、または在任中知り得た財団の機密を漏らすことにより、財団に損害を与えたとき。
 - (3) その他前二号に準ずる行為があり、評議員会において減額または不支給相当と認めるとき。
- 9 退職慰労金は、死亡の場合を除き、退任日（常勤理事が非常勤理事となったときは、常勤理事を退任した日）に支給する。

(公 表)

第8条 財団は、この支給基準をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この支給基準の改廃については、評議員会の決議により行う。

附 則

この支給基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この支給基準の一部変更は、平成25年4月8日から施行する。

附 則

この支給基準の一部変更は、平成25年6月18日から施行する。

附 則

1. この支給基準の一部変更は、平成27年4月1日から施行する。
2. 施行日に現に理事の職にある者に対する当該任期の終了する日が属する月の末日までの期間に係る報酬については、改正前の規定により支給する。

別表1 報酬月額表

号俸	月額
1	100,000 円
2	200,000 円
3	300,000 円
4	400,000 円
5	500,000 円
6	600,000 円
7	700,000 円
8	800,000 円
9	900,000 円
10	1,000,000 円
11	1,100,000 円
12	1,150,000 円
13	1,200,000 円
14	1,250,000 円
15	1,300,000 円
16	1,350,000 円
17	1,400,000 円

別表2 退職慰労金の在任期間ごとの割合

1 月から 72 月まで	15/100
73 月から 96 月まで	14/100
97 月から 120 月まで	13/100
121 月以上	12/100